



全国消団連

輸入食品の安全性確保に関する意見交換会

輸入食品の安全性確保 ～課題と私たちの取り組み～

2011. 1. 28
全国消費者団体連絡会
阿南 久



こんなことやってます

- ◎ 「消費者行政充実検討委員会」(09年7月設置 現在90名)
本委員会: 19回(テーマ: 消費者団体の強化とあり方検討、食品安全行政など)
「地方行政WG」: 8回、「不当収益はく奪と被害救済制度WG」: 12回、
「消費者基本計画検討チーム」: 9チーム
- ◎ 学習会・シンポジウム・情報受発信
★「ホントのこと知りたい学習シリーズ～食のリスクを考える～」
★「ホントのこと知りたい学習シリーズ II～メディアからの食情報に惑わされないために～」
★「全国消団連PLオンブズ会議報告会「自動車リコール制度にメスを入れる」」
★「市町村の消費者行政を考える交流会」
★「教えて地デジ懇談会」「地デジQ & A作成」「教えて地デジ意見交流会」
★「エネルギー基本計画学習会」「東京都キャップ & トレーク学習会」
★「木材の利用推進円卓会議」など
※全国の消費者団体の活動情報の受発信(HPなど)

2

- ◎ ロビー活動・意見書提出(消費者庁創設後)
 - ★民主党消費者問題PT(政策研究会) ★自民党消費者問題調査会
 - ★衆参消費者問題特別委員会
 - ※陳情(消費者庁の体制強化を求める陳情)
 - ※意見書等
 - *当面急がれる消費者団体の支援に関する要望書
 - *公正取引委員会審判制度廃止に反対する陳情
 - *食品による窒息事故に係る食品健康影響評価についての意見
 - *集団的消費者被害救済制度に関する意見書
 - *再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプションに関する意見
 - *「自動車リコール制度の改革に関する提言」「自動車リコール制度に関する建議へのコメント」
- ◎ 世論形成(09年9月～)
 - ★地方消費者団体の会合での講演 16カ所(14都県2広域)
 - ★地方自治体の講座 9カ所(5県)
 - ★事業者・事業者団体のセミナーなど 20カ所
 - ★その他(大学、政府の職員研修会など)

3

■ 消 食分野の取り組みから

- ◎ 日清製粉・鶴見工場見学(08年12月)
 - 年間60万tの小麦粉製造(日本全国の消費量は500万t～600万t)
 - 原料到着(大型貨物船接岸埠頭)→サイロ
 - 製造ライン;ピュリファイヤーで3段階のフルイ
 - 品質管理;基本データ収集、
加工してチェック、
農薬検査
 - 保存;立体自動倉庫
 - ※ISO9000取得、
AIBでスーパーリア取得、
ISO22000認証



4

中国食品工場と検疫局視察(09年8月)

青島亞是加食品有限公司(加ト吉)・竜大食品工場

安丘市農業輸出規範基地・農業配送センター

山東省検疫局・國家検疫総局



●農業配送センターに見やすく並べられた農業サンプル



●収穫期を迎えたビーマンの畑

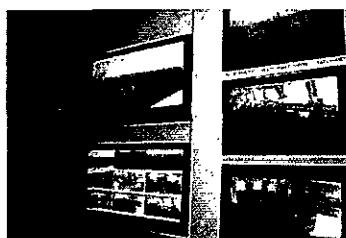
《山東省才利民副省長会見から》



●山東省才利民副省長と

輸出総額は99.8億ドルあり、1/3は日本が輸出先。中央政府が力を入れて農作物のリスクは無くなっている。いい農作物を加工して輸出している。農場では日本のポジティブリスト制に対応し、農業や肥料管理をおこなっている。一部の地域では企業の協力も得ている。検査を重視しており検査センターも整えている。中国政府は食品安全法により輸出農産物の技術を高め、役割も明記している。こういった状況を日本の消費者に正しく伝えて欲しい。

中国食品工場と検疫局視察 (09年8月)



←青島・ニチレイ工場(3月訪問)

◎ アメリカ穀物生産現場訪問

(10年8月末 米国穀物協会の取り組みに参加)

ミズーリ州・オハイオ州



7

確認しておきたい～運動によって実現した法整備

◎ 2003年「食品安全基本法」制定と関連の法整備

“リスク分析手法”の導入 食品安全委員会設置

*「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」

肥料取締法 農業取締法 薬事法(動物用医薬品規制) 家畜伝染病予防法

*「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律」
(厚労大臣からの意見聴取規定、有害な物質を含む飼料等の製造、輸入及び使用の禁止規定)

*「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」

*「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律」(ハサップ臨時措置法 厚労省と共管)

*「農林水産省設置法の一部を改正する法律」
消費・安全局設置、食糧庁の廃止、地方農政局への消費安全部・地方農政事務所(38
カ所)設置

→ 生産者保護優先の農政から消費者重視の農政への転換！

*「食品衛生法の抜本改正」(1999年からの大運道)

“国民の健康の保護” 残留農薬のポジティブリスト制導入 輸入食品の安全監視強化

「輸入食品監視指導計画」(國) 「食品衛生監視指導計画」(各自治体)

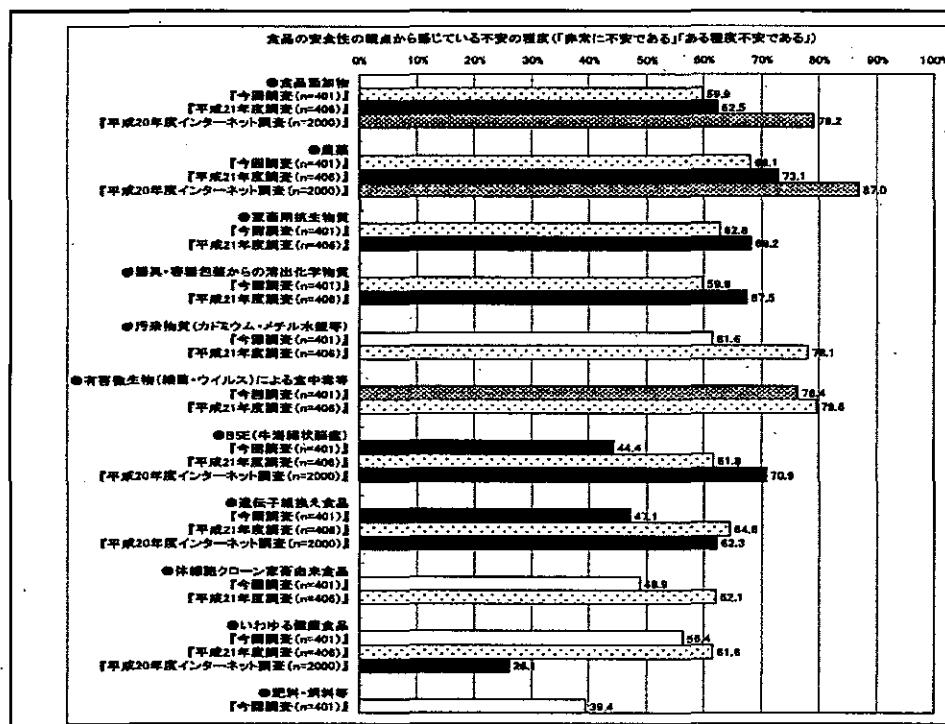
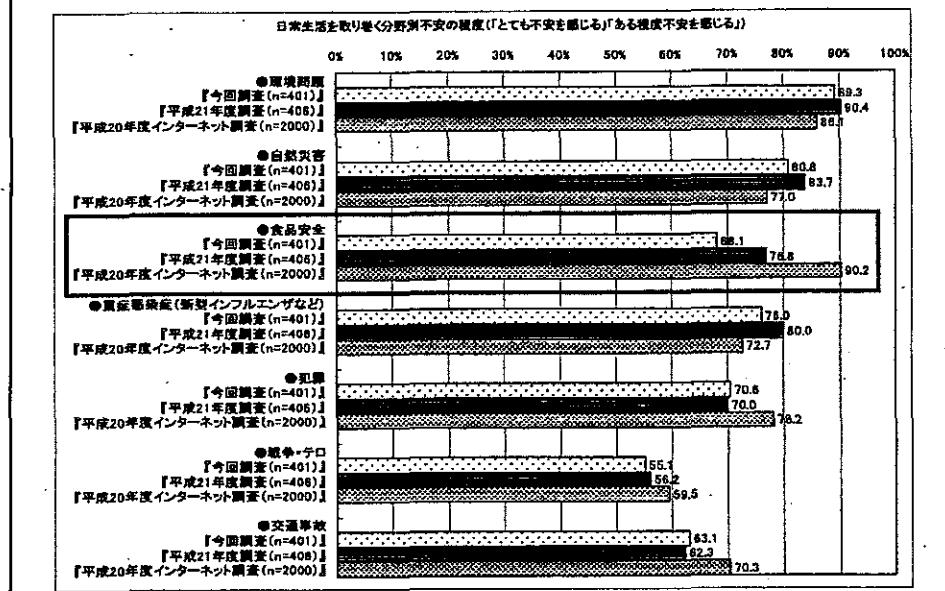
リスクコミュニケーションの重視

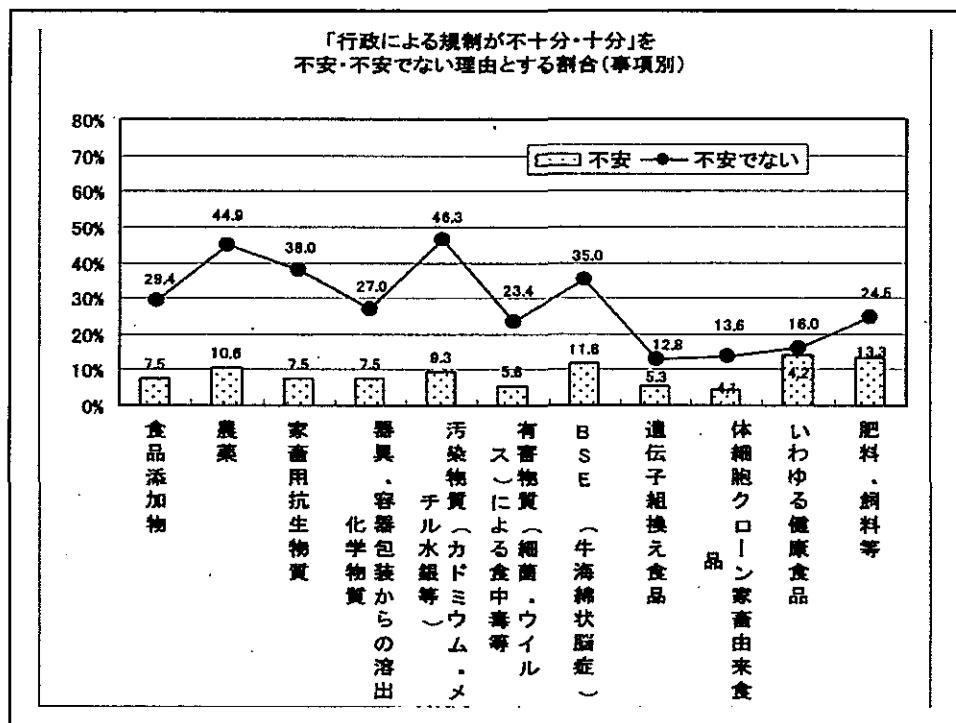
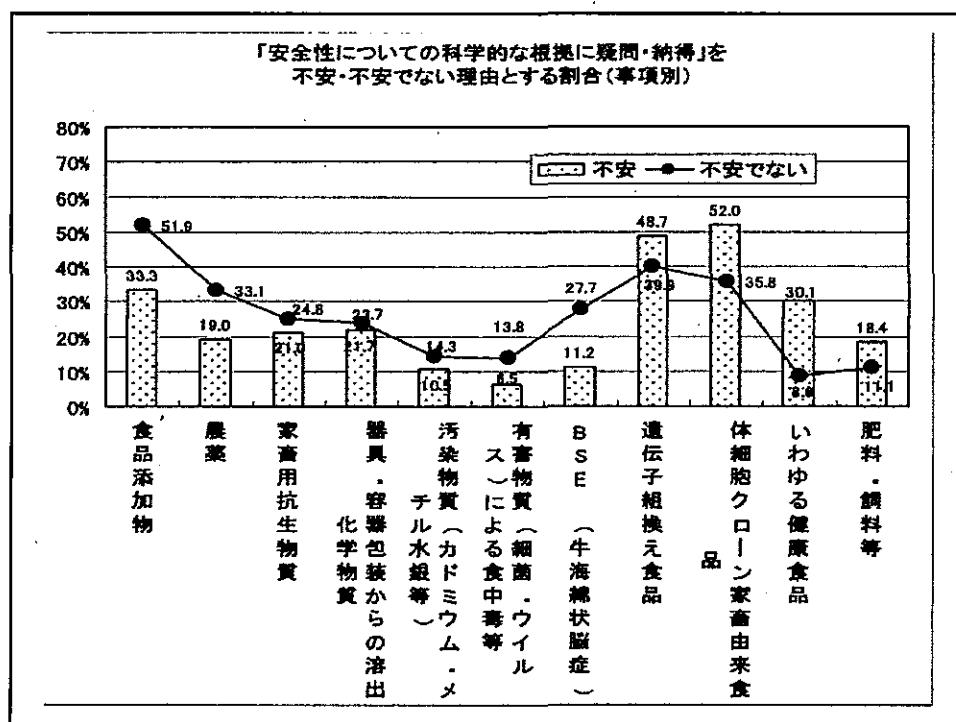
*「医薬局食品保健部」→「医薬食品局食品安全部」

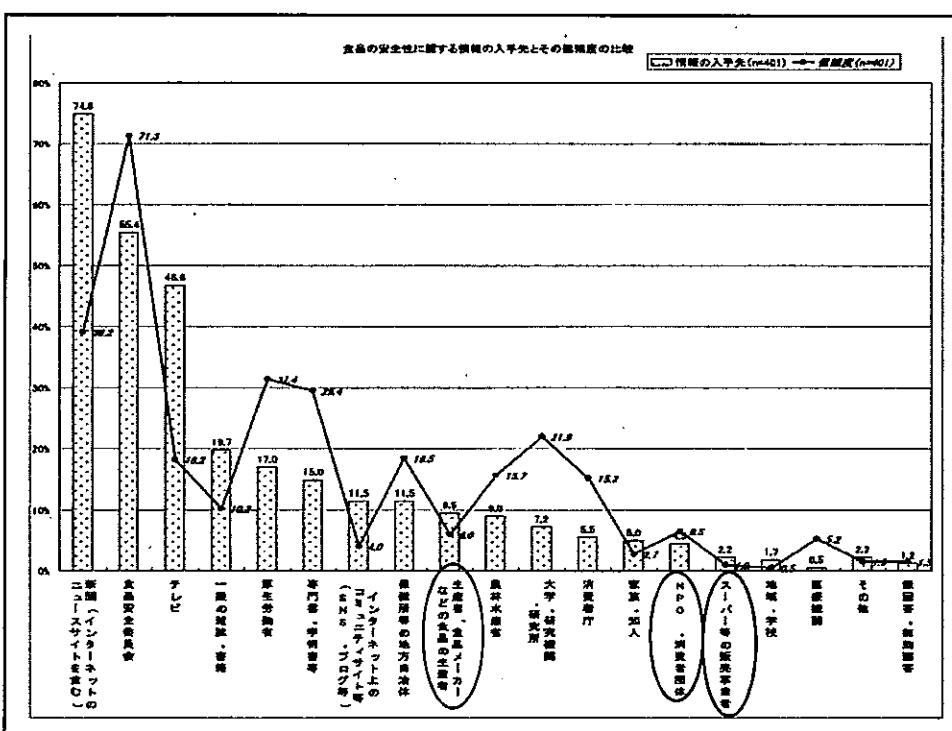
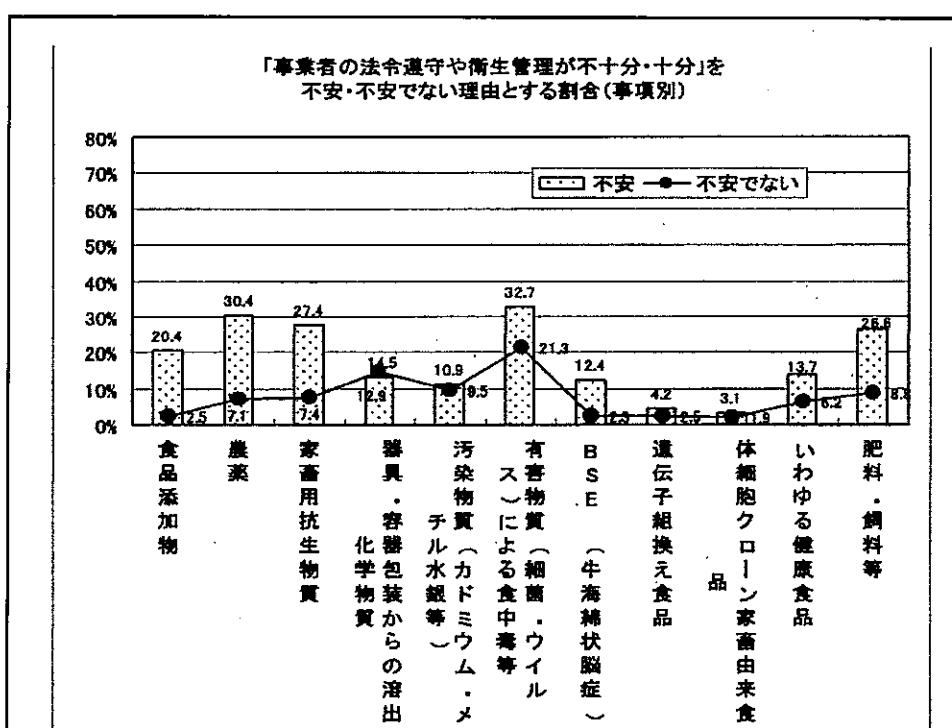
8

消費者意識の変化と課題

～食品安全委員「食品安全モニター調査」(22年8月)より～







“協働”的推進

- 食品流通はますますグローバルに…

食品の安全性確保のために、

消費者と、行政と、事業者は情報を共有し、
それぞれの役割を果たそう



15

「消費者基本計画」 10年3月 ～食の安全・安心を確保するための施策部分より～

- 食品安全基本法に規定する「基本的事項」の改訂
- リスクコミュニケーションの推進
- 事業者や消費者意見のリスク管理措置への反映
- リスク評価機関の機能強化と、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」の検討
- 米トレーサビリティー法の運用
- 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤づくり
- HACCP手法の導入促進
- 食品のリコール社告の規格化
- 新たなJAS規格の導入

16

- 流通食品への毒物混入事件に対する連携と被害拡大防止
- 食品安全や食生活と健康についての、消費者へのわかりやすい情報提供
- 食品関係事業者向けの研修会等を通じた、「企業行動規範」等の策定と適切な運用による「コンプライアンス」の徹底促進
- 各国政府・国際機関との連携強化
- 輸入食品の検査・監視体制の強化。二国間協議、現地調査
- 食品表示の適正化を図るための施策推進

17

消費者の権利

- 2004年6月 「消費者基本法」成立
“消費者の権利”
 - 安全である権利
 - 知らされる権利
 - 意見を反映される権利
 - 選ぶ権利
 - 消費者教育を受ける権利
 - 救済される(保障)権利

※前提条件:「基本的な需要が満たされ」「健全な生活環境が確保される」
- 2009年9月 「消費者庁」発足
消費者の権利行使を支え、守る専門の行政組織

18

国の責務・事業者の責務 (消費者基本法)

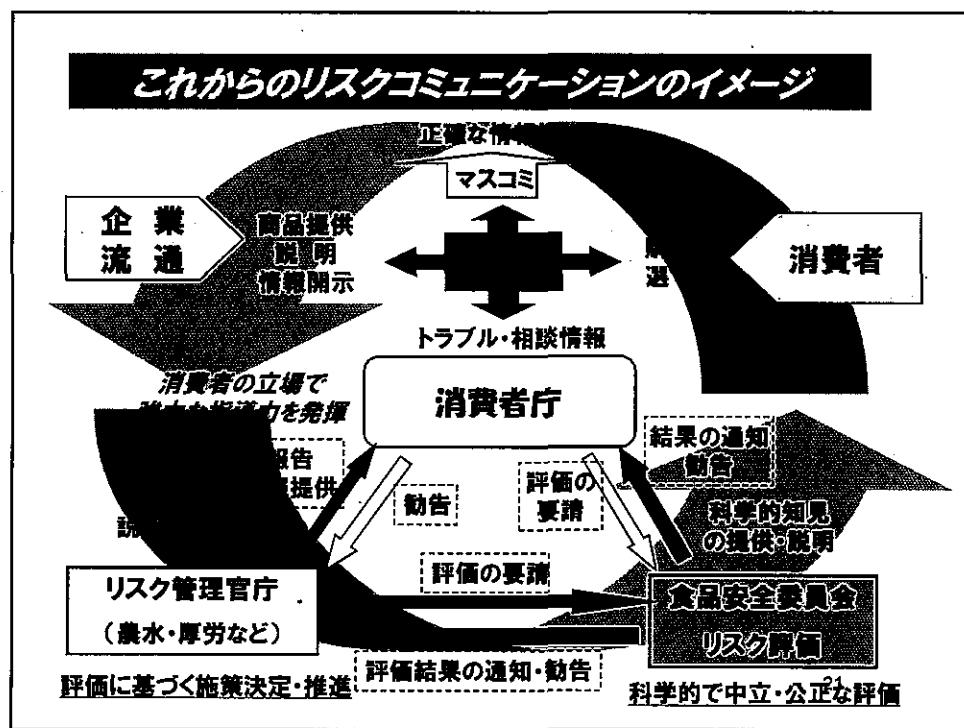
- 国の責務(第3条)
　　基本法にのっとり消費者政策を推進
- 地方公共団体の責務(第4条)
　　国の施策に準じた施策。地域の状況に応じた消費者政策の推進
- 事業者の責務(第5条)
　　*消費者の安全と取引の公正　　*情報提供
　　*消費者の知識・経験・財産状況への配慮
　　*苦情処理　　*国・地方公共団体への協力
　　*環境保全への配慮　　*自主基準作成と信頼確保
- 事業者団体(第6条)
　　*苦情処理　　*自主基準作成支援や自主的な活動

19

主役としての消費者の役割 (「消費者基本法」における消費者と消費者団体の役割)

- 第7条 消費者は自ら進んで…必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない
- 2 消費者は消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない
- 第8条 消費者団体は消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るために健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

20



Thank you!



もっとコミュニケーション！



22